

# むつ市一般廃棄物処理業許可取扱要綱

平成23年2月28日

むつ市告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年むつ市条例第3号。以下「条例」という。）及びむつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年むつ市規則第13号。以下「規則」という。）に規定する一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）処理業の許可又は許可の更新（以下「許可等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(許可等に係る廃棄物)

第2条 許可等に係る廃棄物は、事業活動により生じた事業系一般廃棄物及び家庭から排出される一般廃棄物とする。

(許可等の基準)

第3条 許可等の基準は次のとおりとする。

(1) 収集運搬業の施設に係る基準

ア 別表第1に掲げる区分に応じた収集運搬車両（以下「車両」という。）を有すること。

イ 廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない車両を有すること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の5に規定する期間を継続して使用できる車両を有すること。

エ 全ての車両について、保管場所を有していること。

オ 車両の洗車場所を確保していること。

(2) 処分業の施設に係る基準

ア 処分方法及び処分先が適正であること。

イ 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、処理能力が備わっていること。

(3) 許可等を申請する者（以下「申請者」という。）の能力に係る基準

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ 財団法人日本環境衛生センター等が主催する一般廃棄物の収集運搬及び処

分事業者セミナー又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等が主催する産業廃棄物処理業許可申請講習会（以下「講習会等」という。）を受講していること。

ウ 市内に住所（法人にあつては、主たる事業所）を有すること。

エ 市税等の滞納がないこと。

オ 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。

カ 処理業の対象となる契約者を有し、又は契約をする予定があること。

キ 許可の更新を申請する場合には、更新前に1年間以上の継続した業務実績を有すること。

（申請書の添付書類等）

第4条 申請者は、規則第10条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。ただし、許可の更新申請をする場合において、前回の申請と同一内容の事項については、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 従業員名簿一覧表（様式第2号）
- (3) 法第7条第5項第4号の規定に該当しない者である旨の申出書（様式第3号）
- (4) 事業開始資金記載書（様式第4号）
- (5) 資産調書（様式第5号）
- (6) 契約事業所一覧表（様式第6号）
- (7) 契約計画書（様式第7号）
- (8) 誓約書（様式第8号）
- (9) 申請者が個人である場合には、住民票抄本、営業証明書並びに所得税、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書並びに所得課税証明書
- (10) 申請書が法人である場合には、登記事項証明書、定款並びに法人税、法人県民税、法人市民税及び固定資産税の納税証明書並びに決算報告書、貸借対照表及び損益計算書
- (11) 講習会等の修了証の写し
- (12) 産業廃棄物の許可を受けている場合には、許可証の写し

2 収集運搬業の許可等を申請する場合には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。

- (1) 車両一覧表（様式第9号）

- (2) 車両整備計画書（様式第10号）
- (3) 一般廃棄物積替え保管実施計画書（様式第11号）
- (4) 収集運搬年間作業計画書（様式第12号）
- (5) 車両の正面、側面及び背面のカラー写真
- (6) 車両の自動車検査証の写し
- (7) 車両の所有者が申請者と異なる場合には、申請者が当該車両の使用権限を有することを証明する書類
- (8) 車両に係る自賠責保険証明書の写し
- (9) 車両に係る自動車保険契約を締結していることを証する書類の写し

3 処分業の許可等を申請する場合には、第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。

- (1) 処分計画書（様式第13号）
- (2) 処理フローシート
- (3) 施設の位置図及び見取り図
- (4) 施設の構造及び設備の設計図面
- (5) 設備の設計計算書及び仕様書
- (6) 施設の所有者が申請者と異なる場合には、申請者が当該施設の使用権限を有することを証明する書類
- (7) 排ガス、排水処理等について、性状及び処理の方法、処理施設の設計計算書等の関係書類及び図面  
(実地調査等)

第5条 市長は、許可等の審査に当たって、次に掲げる事項について、必要があると認める場合には、実地調査し、設備の状況その他必要な事項を確認するものとする。

- (1) 許可等の申請書の記載事項及び業務の実施内容との相違の有無
- (2) 業務の実施に当たり、法令の規定に反する事項の有無
- (3) 環境衛生上、必要があると認める事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に調査の必要があると認める事項  
(許可等の条件)

第6条 市長は、許可等に、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者自らが業務を実施すること。
- (2) 許可等に係る区域外において業務を行わないこと。

- (3) 一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施すること。
- (4) 許可等に係る車両以外で一般廃棄物の収集及び運搬を行わないこと。
- (5) 許可等に係る車両及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること。
- (6) 許可等に係る車両を洗車する場合には、廃棄物等を飛散させ、又は流出させないこと。
- (7) 収集及び運搬時に道路を汚したときは、速やかに清掃すること。
- (8) 下北地域一般廃棄物等処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従うこと。
- (9) 一般廃棄物の処理に関する知識の向上を図ること。
- (10) 事故等が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (11) 毎月の実績を翌月の10日までに市長に報告すること。
- (12) 許可申請の内容等に変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
- (13) 車両の両側に事業者名を表記するものとし、磁石式のものは認めない。
- (14) 従事者は、原則として常備とすること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理計画に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可するものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する区域内において発生する一般廃棄物が増加し、既存の一般廃棄物処理業の許可業者だけでは、収集又は運搬が困難であると認めるとき。
- (2) 処理計画上、新たに業者を育成する必要がある、許可をすることにより、現在の収集運搬体制に混乱をきたすおそれがないと認めるとき。

(許可証の発行)

第7条 市長は、審査により、許可することが適当であると認めるときは、条例第18条の規定に基づき、申請を受理した日から30日以内に許可証を発行するものとする。

(有効期限)

第8条 許可等の有効期間は、2年とする。

(契約書及び帳簿の記載等)

第9条 許可を受けた者は、契約関係書類及び業務の状況を記録した帳簿を整備しなければならない。

2 前項の帳簿は、1月を単位として記録し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保

存するものとする。

(変更届)

第10条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出が必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地
- (2) 法第7条第5項第4号チに規定する法定代理人、同号リに規定する役員若しくは使用人又は同号ヌに規定する使用人
- (3) 駐車場又は洗車場所の所在地
- (4) 車両又は施設
- (5) 事業計画書

2 前項の規定により変更の届出する場合には、規則第12条の規定による変更届に、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。

(1) 前項第1号の変更

ア 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

イ 申請者が法人である場合には、定款又は登記事項証明書

ウ 付近の見取図、写真並びに土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物の所有者が申請者と異なる場合には、申請者が当該土地又は建物の使用権限を有することを証明する書類）

(2) 前項2号の変更の場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(3) 前項第3号の変更の場合には、付近の見取図、写真並びに土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物の所有者が申請者と異なる場合には、申請者が当該土地又は建物の使用権限を有することを証明する書類）

(4) 前項第4号の変更の場合には、第4条第2項第1号及び第5号から第9号までに規定する書類

(代車届)

第11条 許可等を受けた者は、許可を受けている車両が、修理、車検等のため、一定期間使用できないことにより業務に支障が発生する場合には、許可車両代車届（様式第14号）を提出し、市長が必要があると認めるときは、代車を使用することができる。

2 前項の代車届には、代車として使用する車両の自動車検査証の写しを添付する

ものとする。

(遵守事項)

第12条 許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (2) 許可等に基づいて生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 車両の運行に当たっては、道路交通法に基づき安全運転に努めること。
- (4) 業務の実施に関し、手数料以外の金品を要求しないこと。
- (5) 業務に従事する者は作業を行う場合には、雇用関係を証明する書類を携帯すること。
- (6) 自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合には、直接その賠償の責任を負うこと。
- (7) 法令の解釈及び業務の実施について疑義が生じた場合には、市長の指示に従うこと。

(行政処分の基準)

第13条 条例第21条の規定による許可の取消し等の行政処分の基準等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(再申請の制限)

第14条 許可の取消しの処分を受けた者は、処分のあった日から、2年間再申請できないものとする。

(安全管理)

第15条 許可を受けた者は、業務に従事する者の安全管理を図るため、講習会等に努めて参加し、安全管理に留意しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱を定めるもののほか、一般廃棄物処理業の許可等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に受けている許可等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

取り扱う廃棄物の区分	収集運搬車両
可燃ごみ（厨芥類を含む。）	塵芥車
可燃ごみ（厨芥類を含まない。） 不燃ごみ	塵芥車又はダンプ車、キャブオーバ、バン
上記のほか、市長が必要があると認めるもの	廃棄物の種類ごとに収集運搬に適した車両

別表第2（第13条関係）

## 行政処分 の 基準

違反行為	処 分
無許可営業	許可の取消し
許可不正取得	
措置命令違反	
無許可変更	
許可不正変更	
名義貸し禁止違反	
不法投棄	
無確認輸出	
無確認輸出予備	
不法投棄又は不法焼却目的収集違反	
焼却禁止違反	
不法投棄未遂	事業の停止30日
焼却禁止違反未遂	
改善命令違反	
不法再委託	
帳簿の整備、記載及び保存義務違反	事業の停止10日
廃止又は変更届出違反	
報告義務違反又は虚偽報告	
立入検査拒否	
処理基準違反	

許可条件違反	指示・指導
手数料の過分請求	
処理施設への搬入規則違反	
住民に対する違反行為	

備考 この表に掲げる事業の停止に係る違反行為と重複して行った場合には、それぞれの停止日数を合計した日数を適用するものとし、合計日数が30日を超えた場合には、許可の取消しとする。

### 別表第3（第13条関係）

#### 行政処分 of 基準業務停止日数の加重

加重要件	加重内容
事業の停止の行政処分を受けた者が、当該処分の終了した日から2年以内に再び事業の停止に該当する違反行為を行った場合	再度の違反行為に係る停止日数に20日を加えた日数
過去の指示・指導の行政処分を受けた者が、当該処分の終了した日から2年以内に再び指示・指導に該当する違反行為を行った場合	事業の停止10日
上記に掲げるもののほか、加重するに足りる相当の理由があると認める場合	停止日数に5日を加えた日数

備考 この表に掲げる加重により、停止日数が30日を超えた場合には、許可の取消しとする。